

## 未成年者の受診についてのお願い

当院では、未成年者が外来を受診される際には、保護者（または委任を受けた成人の親族）法律上の代理人の付き添いをお願いしております。

### 付き添いが必要な理由

- 既往歴、アレルギー歴、治療中の病気やケガ、服用薬などの確認
- 検査や処置のリスク、処方副作用などの理解と判断の必要性
- 診療方針を決定する際の判断や同意の必要性

### 以上を踏まえた当院の方針

- ◆中学生以下の方 必ず保護者（または委任を受けた成人の親族）法律上の代理人の付き添いが必要です。
- ◆中学卒業後の15歳から成人になるまでの方
  - ① 受診することを保護者が知っているか本人に尋ねます
  - ② 保護者が知らなければ、診察前に本人から保護者に連絡するようにお願いします
  - ③ 診察後、保護者への報告を本人に行ってもらうように伝えます
  - ④ 重要な意思決定は職員から保護者に連絡いたします

### 注意事項

緊急時（すぐに適切な処置を行わないと重大な後遺症や生命の危険があると担当医が判断する時）には保護者のご承諾なしに診断し、治療を開始いたします。

- ・やむを得ず付き添えない場合には、電話での「診療の確認」「説明の同意」等をお願いすることがございますので、必ず連絡が取れる状態にしておいてください。
- ・連絡が取れない場合や、診療内容によっては担当医の判断により、後日改めて付き添って来院していただく場合があります。

ご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、[安全・安心な医療提供の取組みのため](#)ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

神明病院 院長  
2019. 4